様式Ａ

○〇〇〇

洪水時の避難確保計画

2019年〇月作成

１　計画の目的

　　この計画は、水防法第15条の規定に基づき、○〇〇〇は要配慮者利用施設として、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

２　計画の報告

　　この計画は常に最新の内容に更新し、更新した事項は市（□　福祉政策課□　高齢介護課　□　障がい福祉課　□　保育課　□　教育総務課）に速やかに報告しなければならない。

３　計画の適用範囲

　　この計画は、当施設に勤務する者、利用者及び出入りするすべての者に適用するものとする。

４　避難経路図

　　ハザードマップに直接記入し、施設入口付近に掲示

５　役割分担

　　別紙１に記入し、ハザードマップの余白に貼り付け

６　情報収集・伝達

　　別紙１参照

７　避難誘導

　　別紙１参照

８　避難確保資機材等一覧

　　別紙２参照

９　防災研修

　　毎年〇月に新規採用の従業員を対象に防災情報及び避難誘導に関する研修を実施する。毎年〇月に全従業員を対象に避難誘導に関する研修を実施する。

１０　防災訓練

　　毎年6月下旬～7月上旬に実施される小田原市総合防災訓練に合わせて、全従業員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。これに先立ち毎年〇月に新規採用の従業員を対象に避難誘導に関する訓練を実施する。

別紙1

情報収集・伝達及び避難誘導等の役割分担

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 責任者及び従事者 | 実施内容 |
| 施設責任者 |  | 避難確保に関する責任者 |
| 情報収集責任者 |  | 以下の手段により、気象情報、河川水位情報、市の避難情報を収集する。（✓してください）□　防災行政無線／広報車□　小田原市ホームページ□　防災メール□　緊急速報メール□　J:COM「防災情報サービス」□　テレビ放送□　FMおだわら□　テレホンサービス |
| 情報収集従事者 |  |
|  |
|  |
|  |
| 情報伝達責任者 |  | 〇「施設内緊急連絡網」に基づき、電話、メール等を用いて、情報を伝達・共有する。〇市への連絡先は以下のとおりとする。□　福祉政策課　　　　　□　高齢介護課□　障がい福祉課□　保育課□　教育総務課 |
| 情報伝達従事者 |  |
|  |
|  |
| 避難誘導責任者 |  | 〇　当施設は、市の発出する「避難準備・高齢者等避難開始」情報（状況により、「避難勧告」情報）に基づき避難を開始します。〇　当施設の洪水時避難場所は　　　　　　　　　　　　　　　です。〇　避難手段は、車両　　　　両です。 |
| 避難誘導従事者 |  |
|  |
|  |
|  |

別紙2

避難確保資機材等一覧

　情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資機材として下表の資器材を

日ごろから確保し、その維持管理に努めるものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 情報収集・伝達 | テレビラジオインターネット端末ファックス携帯電話乾電池 |
| 避難誘導 | 従業員名簿利用者名簿案内旗携帯電話携帯電話用バッテリー懐中電灯乾電池 |
| 利用者 | おむつおしりふき血圧計体温計 |
| その他 |  |